

平成30年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成30年3月1日（木曜日）午後1時13分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

堀本孝雄	委員長	小倉利昭	副委員長
小金井勉	委員	北田宏彦	委員
前之園孝光	委員	佐久間久良	委員

出席説明員

参事 (総務課長事務取扱)	堀江和彦	総務課副課長	北田和之
総務課主査 兼行政班長	高橋和也		
財政課長	秋本勝則	財政課副課長	森川裕之
財政課主査 兼財政班長	茂田栄治		

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	石井繁治
書記	安井與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（継続審査・新規付託）の審査について

- ・ (29) 陳情第13号 選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情
- ・ 陳情第2号 日米地位協定の見直しのために、議会内討議をつくし、政府に見直しを要求する決議を求める陳情
- ・ 陳情第3号 財政が厳しいので、市民を津波から守るのは、数億円かかる築山ではなく、数千万円ですむ津波避難タワーへの変更を検討してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・ 議案第21号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第37号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○小倉利昭副委員長 それでは、お疲れさまでございます。

ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

(午後 1時13分)

◎委員長挨拶

○小倉利昭副委員長 最初に、委員長挨拶、お願いいたします。

○堀本孝雄委員長 傍聴の希望がありましたので、これを許可いたします。

皆さん、ご苦労さまです。

◎請願第13号 選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情

○堀本孝雄委員長 本日の出席委員は6名ですので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、継続審査となっております(29)陳情第13号 選挙費用公費の不適切な支払いから、市民の税金を守るための陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 この陳情書では賛成できる部分もあるんですが、ただ、この中で「市民としては議員でもない人に対し、税金を使われるのです」と。ですから、立候補者は議員ではありませんが、市民のため、やっぱり要するにこういう議員に対して税金を使われると、要するにそれ自身も何か問題にしているように思われたんですけども、ちょっと私も勘違いした部分あると思うんですが、ただ、どちらにしても選挙そのものというのは、開かれたものであるし、どなたでも立候補できるという状況があると思います。当然その中で一定の費用そのものは当然範囲の中で認められていると。いろんな条件の中で認められていると思いますので、それを立候補者そのものが安くするための努力はやっぱり必要だと、それは十分理解できるし、それはやるべきだと私も思います。だからといって、ただ

やはり条件そのものというのは、個々それぞれ違うわけですから、それはある程度の幅で、そしてましてやがんじがらめにするのも、これはちょっと選挙の趣旨から言うと、少し違うのではないかなというふうに思います。だからあくまでもこれは個々、候補者、立候補者そのものの自覚と判断に任せ、さらにそれがおかしい支出であるならば、それは監査だとか、またオンブズマンだとか、そういう部分で、これは審査していくのが筋ではないかと。だから議会そのものが候補者の使う方向性、それ全てを決めてしまうというのは、これは問題があるというふうに私は判断せざるを得ないと思います。

よって、今の条件そのものがあまりにもひどいものであるのであれば……

(発言する者あり)

○堀本孝雄委員長 傍聴者をお願いします。発言は控えてください。

○佐久間久良委員 ひどいものであるのであれば、あまりにも税金が野放図に、そして使い放題だというふうに判断できるものであるならば、それはある程度規定は必要だとは思いますが、ただ今の状況の中で、今の規定の中で、それほどひどい状況だというふうには判断、私はできないと思いますので、よってこの案に対しては賛成できないという立場を表明させていただきます。

○堀本孝雄委員長 北田委員。

○北田宏彦委員 選挙費用の公費負担については、法令において定められているものであり、また本市でも条例として定めております。やはり誰でも立候補をしたい方がいれば、そういう方が立候補できるという、そういう機会をやはり確保するためにも、これは必要だと思いますので、現状の範囲で運用していくことが適切ではないかと考えます。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

前之園委員。

○前之園孝光委員 選挙費用の公費の不適切な支払いというのは、これはもう当然困ったことなんで、それはもうぜひそういうことがないようにしていくことは当然だと思います。先ほどお話が出ているように、選挙にお金がなくて出られないということでは、また不公平にもなりますし、出来るだけの方々が選挙に立候補して、議論を尽くして、市のためにいろいろとやるということが趣旨ですから、選挙の趣旨ですから、そういう点で選挙に立候補しやすいという中では、この公費負担というか、選挙費の公費はある程度必要なんじゃないかというふうに思っていますので、ご理解いただきたいというふうに私は思っています。

以上です。

○堀本孝雄委員長 小金井委員。

○小金井 勉委員 私もおっしゃられた3人の方のご意見とほぼ一緒なんですけれども、この趣旨にしてみれば、私も趣旨に対しては一部納得のいくことはある、3人がおっしゃられたとおりに、やっぱり新しくこれから出たいという人の中に、きちんと公費を使って負担してもらえるということで選挙に出られるという、そういう体制もとらなければならないと思いますし、これは条例で決まっているものであり、県内の37市が全て制定しているということです。また、この法令と異なる金額を規定しているところは一切ございません。そういうことから、今回のこの陳情に関しては、私も反対をいたします。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 例えば不適切な支払い方法で費用が余計にかかったというのであれば、これ私、記憶なんですけど、以前山武市でガソリン代に関して、あまりにも、要するに申請、規定金額いっぱい請求される方が多数おられたということから、これはおかしいんじゃないかというので調査した結果、そうではなかったということが判明して、後で返還をしているという事例が出てきています。だからそれぞれ、むしろ不適正な支払い方法があれば、それはそういうふうに求めていけばいいことであって、規定そのものであえてそこまで、要するに横並びがいいか悪いかはまたあるにしても、ある程度のさっき37の市の中でつくられていることと同じような法令ですから、それはそれで遵守すべきだと。

(発言する者あり)

○堀本孝雄委員長 傍聴者をお願いします。発言は控えてください。

○佐久間久良委員 だからそういう特別な事例で、そういう不適切なものがあるとすれば、それはその都度是正させていけばいいと私は思います。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 討論ですが、希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 ないようですので、意見等は出尽くしたようなので、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 お諮りいたします。

陳情第13号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 賛成はゼロですね。

よって、陳情第13号は不採択と決しました。

以上で陳情第13号の審査を終わります。

◎陳情第2号 日米地位協定の見直しのために、議会内議論をつくし、政府に見直しを要求する決議を求める陳情

○堀本孝雄委員長 次に、陳情第2号 日米地位協定の見直しのために、議会内討議をつくし、政府に見直しを要求する決議を求める陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど陳情者の方からも言われたとおり、日本国内でのアメリカ軍による航空機事故はあまりにも多過ぎるという現状があります。この間、よく言われていることとしては、沖縄でのオスプレイによる事故、墜落事故が2件あったと。これは普天間基地所属のオスプレイが名護市沖で墜落事故だとか、あとオーストラリア沖で墜落事故を起こしていると。そのほかにも普天間基地所属のやつが小学校のグラウンドに窓枠を落としているという事故もありました。福井県の上に部品を落としたという問題も問題になっています。そのほかにも牧草地に対しての不時着、そして炎上という事故も起こっています。そのほかとしても岩国基地所属のF A 13戦闘攻撃機が高知県沖で墜落しているとか、あと沖縄本島沖でも墜落している。あとこれは記憶に新しいことなんですが、三沢基地所属の米軍機、F 16戦闘機が離陸直後にエンジン火災を起こして、そして湖に2つの燃料タンクを落とした。その結果、物すごい被害が起こっていますよね。これ自身も、今その湖の上で操業中の漁師の200メートルも離れていなかったところに落ちていると。これは一つ間違えたら、住民の命のかかわる重大な事故になりかねないと。これは本当に異常な状態だと、しなければなりません。

これがなぜこんなに起こっているのかというのは、この背景には地位協定に基づく特例法

があると。航空機の安全運行に関する航空法の規定がアメリカ軍に対しては適用されていないという、この決定的な問題があって、アメリカ軍はやりたい放題のことを、全く無法なことを平気でできるんだと。安全確認等も一切やっていないというほかにですね。

さらに言えば、これは本当に地位協定でも全く日本の負担をしなくてもいいよと言っている思いやり予算だとか、米軍の再軍備費だとか、これは物すごい金額。思いやり予算だけでも4,180億円で、米軍再編経費としても2,161億円、それだけの莫大な金額が全く地位協定の規定にもないのにやっている。これは他の国を見たときに、ドイツやイタリアで見たときに、全く出ていないんですよ。これは日本だけの特別な思いやり予算だと。こういうことをやっていて、アメリカの言いなりに、そして地位協定にも反するようなことをやっていて、日本国民に負担かけないということは別として、地位協定によってアメリカが負担するというふうになっているやつでも日本が負担していると。こんな地位協定にも反するようなことは絶対に認めることはできないし、やっぱりそういうことを論議しながら、この地位協定を本当に見直していくんだということを、この陳情書は述べております。

よって、私はこの陳情書を賛成の立場です。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ほかにございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 昨年、第4回の議会のときにも、同様の陳情を上げていただいたと思います。

また同じ意見となると思いますが、この今回上げていただいた、日本政府に地位協定の改定を求めるといふ趣旨でございますが、日本政府のこれまでの対応を確認してみましたところ、「日米地位協定については、運用の改善を図っていくということを行ってきている」といふふうに国会でも答弁をされております。でありますから、運用の改善、その都度事案によって適切に運用の改善を図っていくということで、それが現段階では最善ではないかというふうに私は考えます。

以上でございます。

○堀本孝雄委員長 ほかにございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 先ほど今、北田委員が運用の改善を図っていくという趣旨でした。それはそれでまた一つ賛成できるかなというふうに思いますんで、であるならば、そのことも求めた陳情書を採択して、意見書として国に提出すべきかなというふうに思います。

以上です。

○堀本孝雄委員長 次に討論ですが、希望者ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 ないようです。

意見等は出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上で陳情第2号の審査を終わります。

◎議案第3号 財政が厳しいので、市民を津波から守るのは、数億円かかる築山ではなく、数千万円で済む津波避難タワーへの変更を検討してもらうための陳情

○堀本孝雄委員長 次に、陳情第3号 財政が厳しいので、市民を津波から守るのは、数億円かかる築山ではなく、数千万円で済む津波避難タワーへの変更を検討してもらうための陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい。

○小倉利昭副委員長 この陳情の内容ですが、築山が金額がかかると、高いと。津波避難タワーのほうが安いんだと。ですから、タワーに切りかえてということですけども、それは金額が高い安いではなく、やはりこの状況ですね、事情を勘案して、やはり築山だという方向に進んでいるわけですから、やはりそれは執行部に努力を重ねていただいて、築山をつくっていただくような方向へ持っていくべきだと私は思います。

○堀本孝雄委員長 小金井委員。

○小金井 勉委員 このたしかタワーの場合は8,000万円ぐらいでできたのかなと思いますけ

れども、タワーの場合だと、いずれにしてもちょっと先に言いますよ。今回この予算はもう予算組みも多分してあると思うんですよ。それで今議会で説明されましたけれども、この築山に関しても社会資本整備交付金が投入されますので、そこに対して8,200万ありますよね。今回土地も契約の多分築山に関してはしていると思いますので、津波避難タワーの場合は多分交付金はたしかなかったような気がするんですよ。今回は財源としてきちんと交付金を活用していますし、そこにおいてさまざまな内容の中で、この地元住民からも築山のほうがいいという要望があった内容のことから、やっぱり今回に至ったと思いますので、さまざまな予算が今ありましたように、さまざまな内容があると思いますけれども、もういずれにしても今回ここまでその予算づけをしていますのでね。もう今の段階で築山からタワーに変更というのはかなり難しいものになってくると思いますので。築山の場合は、これからメンテナンス、ランニングコスト等はあまりかからないと思うんですよ。タワーに関しては、それぞれもちろん海岸にありますんで、塩害という鉄骨のさび、メンテナンス、耐用年数、耐用年数といっても、海岸地域にありますのでね。一応亜鉛メッキ加工してあるどぶ漬けの鉄骨ですけども、そこがいつまで耐用年数があるのか、よくわかりませんが、いずれにしてもタワーの場合はランニングコストがかかります。築山の場合は、そこに関してはある程度は半永久的なものが、真上に多少なりの公園整備はしますけれども、そこに対しては維持費はかかりますけれども、タワーに関しても築山に関しても一長一短あると思いますけれども、今回は地元住民の要望ということもありまして、築山になりましたんでね。今議会ももう説明されたように、予算づけもきちんとしてありますので、このことに対して、改めてそれ以上どうのこうの私は言う必要はないと思います。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

前之園委員。

○前之園孝光委員 私もタワーと今回築山ということで、両方できるようになるわけですけども、ちょっと5年ぐらい前に名取市に避難、津波の被害状況、みんなで視察に行ったときもあるんですけども、その前にちょうど私、議会でタワーというのは、やはり今、先ほど小金井さんが話したように、耐用年数が50年とかそこらぐらい考えているのかなというふうに思います。ただ、築山のほうは100年200年はもつわけですので、そういう耐用年数から考えると、私は築山がいいんじゃないかというような議会質問もしたことがあります。

すけれども、そういう意味では、やはり恒久的なというか、そういうものがあってもいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 私はちょっと違う立場なんですけど、ここでの陳情を読むと、数億円かかる築山ではなく、数千万で済む津波避難タワーへ変更を検討してもらうための陳情、要するに検討してもらうんだということであれば、これは検討するべきじゃないかというふうに思います。ましてやこの中で、趣旨のもとである築山と公園整備という、この公園整備の部分は、ここは当然検討するべきじゃないかと。議会の中でも賛否両論出ていると思うんですが、築山だけでよくて、その周りの公園まではつくる必要がないんじゃないかと。公園整備をすることによって、また数億円余計にかかるんじゃないかという論議もあると私は思っています。そういうことから言えば、確かに皆さんのおっしゃるとおり、単純に築山と津波避難タワーを比べた場合は、津波避難タワーは毎年のメンテナンス及び建てかえだとかという、再構築だとかということで、初期費用は確かに安く済むけれども、将来的にランニングコストそのものはどうなのかという疑問があるし、築山は今、前之園議員がおっしゃったように、1回つくってしまえば、ある程度半永久的に使えるものであるということ言えば、ランニングコスト的にはどうなのかという検討をまずそこでしてもらうこともできるし、さらに本当に周りに公園整備も望んでいるのかという問題があったときに、公園整備することによって、ここに言っている財政が厳しい折、そんなお金かかる必要があるんですかということをご述べているわけですから、そのことは当然検討すべきだと。そういう旨からすれば、私はこの一部趣旨採択するような形で、やっぱりこれ自身は執行部のほうに、もう一度再検討しなさいよということをご述べるべきだというふうに思っております。

よって、私の場合は築山だけで公園整備等までは必要ないのではないかという気持ちもあります。公共整備までは必要ないんじゃないかと。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○堀本孝雄委員長 意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 それでは、お諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 賛成はございませんか。

ないようですので、よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で陳情第3号の審査を終わります。

○小倉利昭副委員長 それでは、陳情の審査が終わりましたので、ここで休憩を入れます。

1時50分より再開いたします。

(午後 1時40分)

(午後 1時47分)

○小倉利昭副委員長 それでは、再開をいたします。

◎議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○堀本孝雄委員長 それでは、次に付託議案の審査を行います。

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○堀本孝雄委員長 総務課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をいただき、続けて議案第21号の説明をお願いいたします。

課長。

○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) まず、出席職員の紹介をさせていただきます。

総務課副課長の北田でございます。

総務課行政班班長の高橋でございます。

最後に私、課長の堀江でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、では議案の内容説明のほうに入らせていただきます。

事前に配付させていただいております議案の説明資料に沿った形で説明をさせていただきますと思います。

議案第21号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正の内容については2点ございまして、まず1点目、ひとり親家庭に支給しております児童扶養手当の受給資格の認定業務におきまして、対象者の障害の程度を適正に認定するために、必要な医師を置くこととされております。そのため今回新たに児童扶養手当の障害認定医の報酬を定めようとするものでございます。

特例といたしまして、ひとり親についての児童扶養手当の支給でございますが、両親がそろっていても父または母どちらかが障害があれば、児童扶養手当の支給対象にはなるところであります。健常の場合、障害を負った場合に、その障害認定されるまでの間について、この障害認定医の医師からの診断書を持って認定されれば支給対象になるということ、そこについてはこれで救われるということになります。

2点目でございます。農業後継者の結婚相談事業について、結婚相談員、農業後継者等結婚相談員につきましては、近年、民間事業者による結婚相談事業が充実してきたことと、それから平成22年以降の現在までの、この事業につきましては、実績がないということで、踏まえまして、本年3月をもって終了することといたしましたので、農業後継者等結婚相談員の制度を廃止すると。それにつきまして、相談員の報酬についても今回規定から削除するといった内容でございます。

以上、2点が今回の議案の改正内容でございます。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ただいま説明のありました議案第21号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 (1)については、これまでどのように対応されていたのか。報酬は規定されていなかったんで、報酬の支払いしていなかっただけなのか。

○堀本孝雄委員長 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） これにつきましては、対象者が今までいなかったという事で、制度上こうすることができるということがわかりましたので、今回制度として認定医を新たに任命しようとするものです。

○堀本孝雄委員長 ほかに。
どうぞ。

○前之園孝光委員 産業医じゃなくて認定医もまた認定してから、この手当をつけるということですか。予測される件数とか、そういうのは。

○堀本孝雄委員長 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） これにつきましては、本市において当然、今顕在化している問題もありませんし、今までの実績もありません。また、近隣市においても、実績というのは確認されておられません。ただ、制度上そういうことがあり得る場合には、この制度を使うことで児童扶養手当として支給する対象者の枠が広がると、そういったことです。

○堀本孝雄委員長 佐久間委員。

○佐久間久良委員 大体制度的にはわかりましたが、ただちょっと少しお聞きしたかったのは、この月額1万8,000円とするという規定なんですけれども、要するにこの報酬金額がどういう過程でどういう基準で決まってきたのか。例えば近隣等の比較があるのか、それともどうなのか。全体的にこの手の報酬額が低いという声も、いろんな委員の方からお伺いすることがあります。名前はありませんけれども、そういう声が出ていたのも事実だと思いますので、そういう金額がどうなのかと。そして適正なのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○堀本孝雄委員長 課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 認定医の報酬の額の定め方でございますが、これは基本的に郡の医師会のほうにお願いしまして、任命する形をとると。その関係上、東金市や山武市と同額の金額として今回提案しております。

以上です。

○堀本孝雄委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○堀本孝雄委員長 ないようですので、それでは、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。
退席していただいて結構です。

(総務課 退室)

◎議案第37号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算

○堀本孝雄委員長 次に、議案第37号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算について議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○堀本孝雄委員長 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をいただき、続けて議案第37号の説明をお願いいたします。課長。

○秋本勝則財政課長 私、財政課長の秋本でございます。

私の左隣、副課長の森川です。

私の右隣、茂田財政班長でございます。

座らせて説明させていただきます。

○堀本孝雄委員長 はい、どうぞ。

○秋本勝則財政課長 それでは、議案第37号につきましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算の3月補正ということでございます。

お手元に配付してあります3月補正案(追加議案)の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

今回の補正予算案は、歳入歳出に1,235万6,000円を増額しようとするものです。

内容は1件となっております。

大網中学校の旧給食調理室の解体工事が国の補正予算に係る補助事業として採択される見込みとなりましたので、所要額を計上するものでございます。

事業費の内訳でございますが、解体工事の管理業務といたしまして、委託料を155万6,000円、解体工事としまして工事請負費を1,080万円計上するものでございます。こちらの財源でございますが、国庫補助金が240万9,000円、起債が990万円、残り一般財源といたしまし

て、財政調整基金から繰入金を4万7,000円としております。

あわせて、当事業が平成30年度に完了となることから、繰越明許費を設定するもの
でございます。

以上でございます。

○堀本孝雄委員長 ただいま説明のありました議案第37号の内容について、ご質問等あれば
お願いいたします。

前之園委員。

○前之園孝光委員 先ほど全員協議会でもちょっとご説明いただいたんですけども、確認
の意味で、学校教育施設整備費等の補助金が3分の1ということで、約9,000ということ
なんですけれども、大体どういう内容が補助金の対象になったのか、ちょっと確認。

○堀本孝雄委員長 どうぞ。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 補助対象事業費につきましては、本体の解体工事と既存校
舎を接続してある壁の部分の改修工事、それとそこを整地する工事、そのなくなった給食
調理室の下の部分を整地する工事、それとあと排水の改修工事ということになっておりま
して、こちらがその中の補助対象事業費として722万7,000円、これの3分の1ということ
で240万9,000円が国庫補助の対象となっております。

以上でございます。

○前之園孝光委員 非常によくわかりました。駐輪場の近くだし、どうかひとつ安全対策に気
をつけて。

以上です。

○堀本孝雄委員長 小金井委員。

○小金井 勉委員 先ほど全協の中で平米数を確認したところ、解体する部分が100平米と
おっしゃっていましたが、このちょっと我々の感覚でいくと、解体費が非常に高い
んじゃないかという感覚もある。建物も昭和40年代の建物だと思うんですけども、この
建物に関してもアスベストとか、そういう処理費とか、その処分代が入っているのか。も
しくはあそこもコンクリート部分なので、かなりの中で工事費がかさむのか、何かちょっ
と詳しい内容が見えないところ。ざっくりこの工事金額見ても、ちょっとこの平米数に対
して高いんじゃないかという客観的な懸念があるんですけども、ちょっと詳しい内容が
あれば教えてください。

○堀本孝雄委員長 課長。

○秋本勝則財政課長 正確に申し上げますと、旧給食調理室部分は鉄骨づくりの平屋建てとなっております。延べ床面積が102平米でございます。工事の内訳、先ほど茂田のほうからもありましたが、全体工事の約30パーセントちょっとが解体工事に係る経費でございます。全体を100としますと3割強、こちらが解体工事に係る経費で、さらに3割5分程度が既存の校舎の改修工事で、整地工事に約2割強要します。あと下水道等の接続ですとか、そういう排水改修工事に1割程度経費がかかるという形で、全体的にそういうような工事区分の費用の割り返しでいきますと、そういう感じになっております。

○小金井 勉委員 こういう説明であれば納得。ざっくり私もこの提示されている額、やや高いんじゃないかなというようにね。わかりました。

○堀本孝雄委員長 北田委員。

○北田宏彦委員 あと調理室を壊すということなんだけれども、配膳室は残すというふうな説明だったと思うんですけれども、調理室と配膳室と別棟なの。それとも一体なの、現在。ちょっとそのへん教えてもらえれば。

○堀本孝雄委員長 どうぞ。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 調理室と配膳室は一体にはなっているんですけれども、そのくっついている部分といいますか、そちらのくっついているところを引き離して、調理室の部分だけ解体と。

○堀本孝雄委員長 北田委員。

○北田宏彦委員 その配膳室を残さないと、今後の給食運営の中でやっぱり困るとか、何の意味があって配膳室だけ残すの。

○堀本孝雄委員長 課長。

○秋本勝則財政課長 学校側のほうで倉庫として活用したいということでございまして、今の配膳室の部分の例えば先ほどもありましたけれども、改修工事の例えば屋根の改修したりですとか、そういう経費がやはりかかるということで、倉庫としての活用を考えているということです。

○堀本孝雄委員長 北田委員。

○北田宏彦委員 そうしたらこの際、全部きれいに撤去してしまって、倉庫は倉庫で別に建てたほうが、やっぱりコスト安いんじゃないかなとは思うんだけど、一つの考え方ね。
以上です。

○堀本孝雄委員長 小金井委員。

○**小金井 勉委員** 入札はこれからですからね。もちろんそうですね。これいつごろ入札予定で、その工事期間、工期始め、さっき申していたよね。確認でもう一回。いつから始まって工期的にいつまでかかるのか。あと入札いつごろ始まるのか、お願いします。

○**堀本孝雄委員長** はい。

○**秋本勝則財政課長** 入札業務につきましては、5月までに契約という形で進めたいというふうに思っております。6月から準備工に入れるような形をとりたいと。工期としては6月から9月までの4カ月間で、6月は準備工または現場の調査、そういうものに当てまして、実際の解体工事に入るのは7月の夏休みに入ってという形で考えております。基本的に工事は夏休み期間中に終了させまして、9月は検査ですとか、そういうような期間という形で考えており、トータルで4カ月という形で考えております。

以上でございます。

○**堀本孝雄委員長** 小倉委員。

○**小倉利昭委員** すみません、解体工事管理業務155万6,000円で、工事が1,080万となっておりますが、これは業者はどうなるんですか。管理業務と工事というのは別個なものですか。

○**堀本孝雄委員長** 課長。

○**秋本勝則財政課長** 管理業務のほうは設計をいたしました業者のほうに別に委託するという形になりまして、工事は実際また今後入札で決定するという形になります。

○**堀本孝雄委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**堀本孝雄委員長** 財政課の皆さん、ご苦労さまでした。

退室していただいて結構です。

(財政課 退室)

○**堀本孝雄委員長** それでは、各議案について、取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**堀本孝雄委員長** それでは、ただいまより付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 賛成総員。

よって、議案第21号は可決いたしました。

次に、議案第37号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 それでは、議案第37号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○堀本孝雄委員長 賛成総員。

よって、議案37号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

そのほかですが、何かございますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 実はちょっと事務局も含めてお願いがあるんですが、今回の議案37号、まさに朝議案が追加されて、そしてすぐ委員会に付託されて、その日の午後に審査に入ると。これはあまりにも窮屈なことで、私たちはやっぱり真剣に議案も含めて審査したいと、調査したいと思っておりますので、できればこのことに対して一定の余裕、要するに1日ないし2日の余裕が、審査するための余裕がほしいと思っておりますので、今後そういうことを配慮していただきたいことを強く要望いたします。

○堀本孝雄委員長 わかりました。検討いたします。

そのほかですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○堀本孝雄委員長 なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○小倉利昭副委員長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議、ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時10分)

